

「指定居宅サービス」重要事項説明書
～短期入所生活介護～

当事業者は介護保険の指定を受けています。
短期入所生活介護（兵庫県指定 第 2875200327 号）

当事業所はご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 博由社 |
| (2) 法人所在地 | 明石市大久保町大窪 2 5 7 3 - 1 6 |
| (3) 電話番号 | 0 7 8 - 9 3 4 - 9 1 6 1 |
| (4) 代表者氏名 | 柏 由紀夫 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 5 7 年 4 月 1 日 |

2. 事業所の概要

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階
建物の延べ床面積	2,486 m ²
施設の周辺環境	自然にあふれ、騒音も少ない。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 透鹿園 |
| (2) 施設の所在地 | 兵庫県神戸市西区平野町常本 3 0 9 - 5 |
| 交通機関 | 神姫バス 小野三木方面行き
J R 明石駅前より乗車 西戸田上下車 徒歩 5 分 |
| (3) 電話番号及び F A X 番号 | T E L 0 7 8 - 9 6 1 - 2 3 3 5
F A X 0 7 8 - 9 6 1 - 3 8 5 3 |
| (4) 施設長名 | 鈴木 一弘 |

(5) 事業所の説明

施設の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定
兵庫県 2875200327 号

※当事業所は 特別養護老人ホーム 透鹿園 に併設されています。

(6) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

(7) 当施設の運営方針

＊サービスの提供に際してご利用者及びご家族の意向に配慮しながら実施していきます。ケアマネージャーの作成したケアプランに従って日常生活の介護サービスを提供します

(8) 開設（サービス開始） 平成12年 4月1日

(9) 法人が行っている他の業務（介護老人福祉施設：透鹿園）

(10) 通常の事業の実施地域

神戸市、明石市、小野市、三木市、加古郡

(11) 営業日及び営業時間 年中無休

(12) 利用定員 2人

(13) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、2人部屋もしくは4人部屋です。

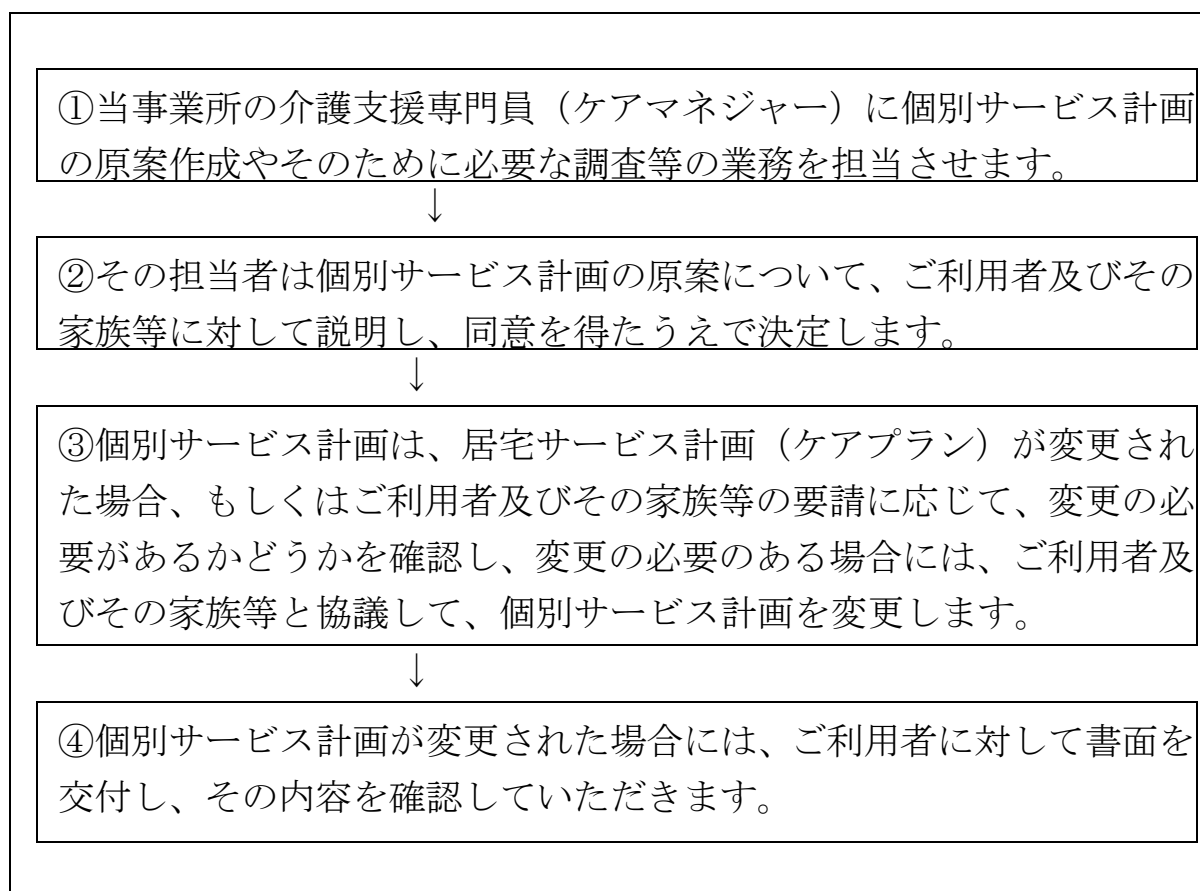
居室・設備の種類	室 数	備 考
2人部屋	2室	
4人部屋	12室	
合 計	14室	
食 堂	1室	
機能回復訓練室	1室	
浴 室	2室	機械浴・特殊浴槽
医 務 室	1室	
娯楽室・ホール	1室	

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

- ☆ 居室に関する特記事項：トイレは居室外で共用になります（必要に応じてポータブルトイレを設置します。） 居室備品として基本的にはベッド（寝具）・収納台・枕灯となります。

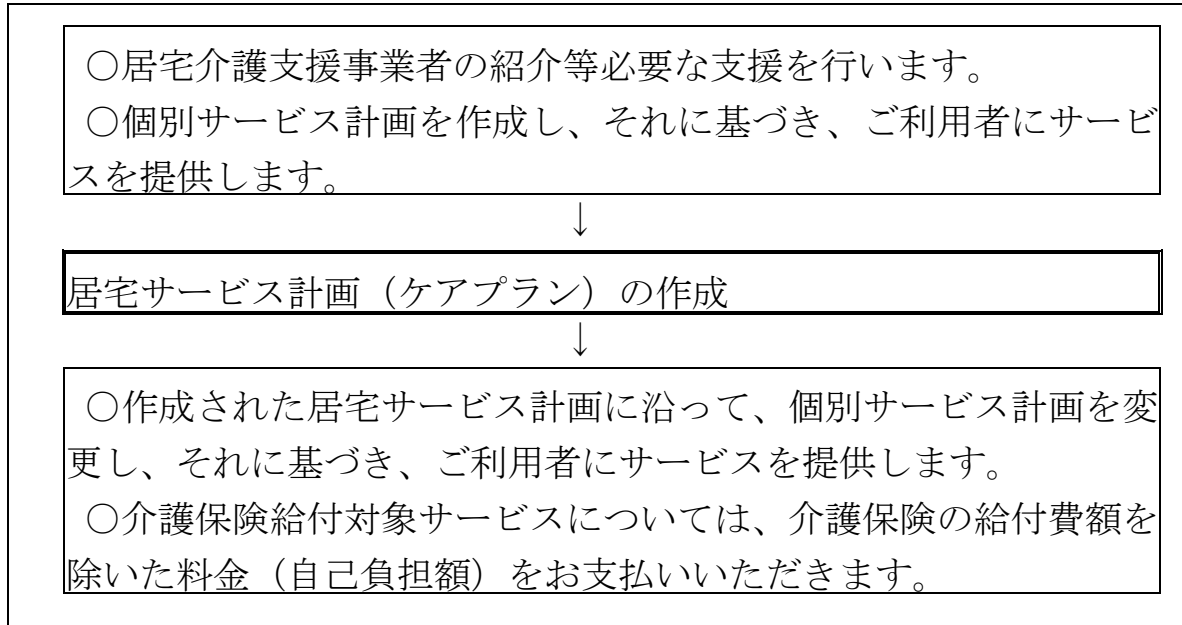
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- （１）ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下「個別サービス計画」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第３条参照）

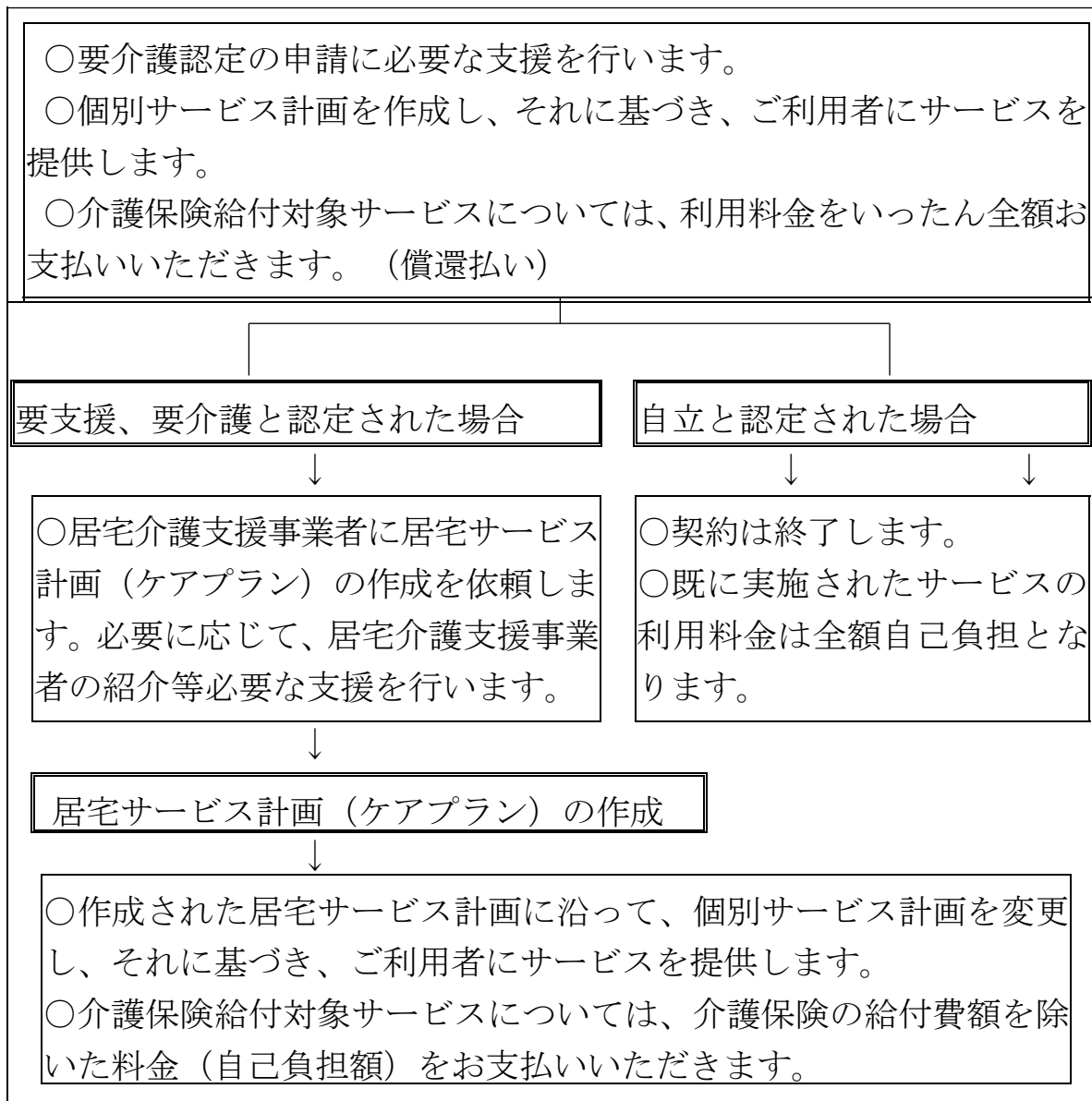


- （２）ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 介護認定を受けていない場合



4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して短期入所生活介護サービス及び入所生活サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	17名	17名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 介護支援専門員	2名	1名
5. 看護師	2名	1名
6. 管理栄養士	1名	1名
7. 理学療法士	1名	1名
8. 運転士	1名	0名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	短期入所生活介護
1. 医師	週1回
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～16：00 3名 日中：10：00～19：00 1名以上 遅番：11：00～20：00 1名以上
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 9：00～18：00 1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金（別紙参照）

利用料金が介護保険から給付される場合と、利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

（サービス利用料金については別紙料金表を参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

① 食事の介助（但し、食事の提供については給付外となります）

- ・当業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 8：00～ 9：30

昼食： 12：00～13：30

間食： 14：00～15：30

夕食： 17：30～19：00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ご利用者のお体の状態に合わせた排せつの援助を行います。

④ 健康管理

- ・医師や看護師が健康管理を行います。

⑤ その他自立への支援（短期入所生活介護）

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) その他介護給付サービス加算

送迎加算：片道184単位

療養食加算：1食あたり8単位

若年性認知症利用者受入加算：1日あたり120単位

☆ ご利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額

をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還 払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ☆ 利用者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については別紙料金表と異なることがあります。

（３）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第10条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担いただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（１日当たり）の負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費相当額）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、利用者の方には光熱水費相当額を負担となります。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（１日あたり）の負担となります

③特別な食事（酒を含みます）

ご契約者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④理髪・美容

理容師の出張による利用サービスを利用いただけます。

利用料金：１回 １０００円

⑤貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。
詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
 - お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書
 - 保管管理者：施設長
 - 出納方法：手続の概要は以下の通りです。
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。
- ★利用料金：1日当たり 15 円

⑥複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1枚につき 10 円

⑦レクリエーション、クラブ活動、外出行事

ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑧電気代

お持ちいただいた電化製品(テレビ・電気毛布・充電式電池・携帯電話・パソコン等)に対しての電気代をいただきます。

1品 1日あたり20円(令和4年11月1日より)

設置をする際には「電化製品設置依頼書」をご提出下さい。

⑨レンタル代(令和4年11月1日より)

施設にて備品(テレビ・毛布)を貸し出しした方にレンタル代をいただきます。

- ・テレビ 1日あたり10円
- ・毛布 1日あたり10円(クリーニング代は別途負担)

⑩日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑪通院に関する送迎・付添いについて

サービス利用中の通院の送迎・付添いは原則ご家族で対応していただきます。当施設の職員が、対応した場合は、交通費実費相当の経費を請求します。

⑫介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記5(1)の別紙利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

〈利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）〉

前記の料金・費用は次のとおりお支払い下さい。

短期入所生活介護：サービス利用終了時毎に、その都度お支払い下さい。

ア．下記指定口座への振り込み

三井住友銀行 大久保支店 普通預金 NO. 3 1 9 6 2 2 2

社会福祉法人博由社 特別養護老人ホーム透鹿園 施設長

イ．窓口での現金支払い

ウ．引き落とし

(4)利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

★利用予定日の前々日までに申し出があった場合
無料

★利用予定日の当日に申し出があった場合

お食事をされていなくても当日と翌日分のお食事代をいただきます

※お食事代・・・1日 1,445円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

○医療を必要とする場合には、基本的にご利用者の「かかりつけ医」に受診しますが、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

○協力医療機関

医療機関の名称	清クリニック	池田クリニック	偕生病院	みどり病院	ときわ病院
所在地	明石市大久保町	三木市末広	神戸市西区	神戸市西区	三木市志染町
診療科	内科・整形外科	内科・整形外科	総合病院	総合病院	総合病院

○協力歯科医療機関

医療機関の名称	樫林歯科
所在地	明石市朝霧町

○受診時の対応に関して

ご利用者が発熱時の体調不良や心筋梗塞・脳卒中で意識不明、意思表示不能になられた場合、病院を受診することがあります。その時病院で病状の説明や緊急治療（検査や手術等）についての承諾を医師から求められた時の対応は下記の通りとなります。

○緊急時は必ずお電話が繋がるようお願い致します。搬送先の病院をお知らせしますのでご同行をお願いします。

○緊急時の治療方針については施設で判断できません。必ずご家族様が医師からの説明を聞いた上で判断・決定をお願い致します。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用すること

ができますが、仮に以下の事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合 には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③利用者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上（※最低3ヵ月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第22条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。当事業は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

- ④ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご利用者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た、ご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご利用者の同意を得ます。
- ⑧（事故発生時の対応）サービス提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止 対策に努めその対応について協議します。サービス提供により賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- ⑨（虐待の防止）虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - （１）虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - （２）虐待の防止のための指針を整備します。
 - （３）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年２回以上）実施します。
 - （４）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等 関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因 と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
 - （５）上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。
- ⑩（衛生管理及び感染症対策）入所者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - （１）施設は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図

ります。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(3) 施設は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。

⑪（業務継続計画の策定）感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

⑫（個人情報の保護）施設が得た入所者の個人情報については、事業所内のサービスの提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者又は家族の同意を得るものとします。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

刃物等危険物・動物・高額の現金・生もの・個包装でない賞味期限不明な食品類

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- 施設内には、安全管理・事故防止のため玄関、通路、ホールなどの共用部分に防犯カメラを設置しています。画像データは、法令等の規定に基づき厳格に管理致します。尚、事故防止対策等の向上を図る目的から施設職員の研修に利用する場合があります。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事

業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（078）961-2335

〔担当者〕 生活相談員 金 成奎

〔苦情担当責任者〕 施設長 鈴木 一弘

○受付時間 9：00 ～ 18：00

(2) 苦情処理第三者委員の設置

○事業者に直接苦情を申し立てにくい場合には、苦情処理第三者委員に連絡することもできます。

・弁護士 三好 登志行（ミヨシ トシユキ）

078-918-4188（きょうどう法律事務所）

・評議員 竹内 良二（タケウチ リョウジ）

Gmail：rtake80097@gmail.com

・監事 中川徳一郎（ナカガワ トクイチロウ）

Mail：t.n.7090-2156.kip@docomo.ne.jp

(3) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会 (介護保険サービスに関する相談)	神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801 Tel 078 (332) 5617 月～金 8：45～17：15
神戸市福祉局監査指導部 (法人・施設指導担当)	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 Tel 078 (322) 6242 月～金 8：45～12：00 13：00～17：30

神戸市消費生活センター	神戸市中央区橘通 3 丁目 4 − 1 TEL 0 7 8 (3 7 1) 1 2 2 1 月〜金 9 : 00〜17 : 00
-------------	--

【以下余白】

透鹿園 料金表(ショート)

				2025年7月	より
1. 介護保険給付の利用者負担分					

基 本 単 位					
基本単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬（併設型）	603	672	745	815	884
短期生活機能訓練体制加算	12	12	12	12	12
短期生活夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13	13	13	13	13
短期生活サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18	18	18	18
短期生活介護職員等処遇改善加算Ⅰ (総単位数×14.0%)	90	100	110	120	130
合計単位	736	815	898	978	1,057
特別地域加算(特甲地)	×10.66	×10.66	×10.66	×10.66	×10.66
1日当りの介護料金	¥7,845	¥8,687	¥9,572	¥10,425	¥11,267
個人負担額【1割負担】	¥785	¥869	¥958	¥1,043	¥1,127
個人負担額【2割負担】	¥1,569	¥1,738	¥1,915	¥2,085	¥2,254
個人負担額【3割負担】	¥2,354	¥2,607	¥2,872	¥3,128	¥3,381

※介護保険負担割合証にて、負担割合をご確認ください。

2. 居住費及び食費(利用者全額自己負担分)					
法 定 外 給 付					
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費の負担限度額	¥300	¥600	¥1,000	¥1,300	¥1,600
居住費の負担限度額	¥0	¥430	¥430	¥430	¥915
合計(1日)	¥300	¥1,030	¥1,430	¥1,730	¥2,515

※介護保険負担限度額認定証(対象者のみ)にて、限度額をご確認ください。

3. 1日の利用料					

個人負担額+食費・居住費の負担額【1割負担】						
	負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日の料金	第 1 段 階	¥1,085	¥1,169	¥1,258	¥1,343	¥1,427
	第 2 段 階	¥1,815	¥1,899	¥1,988	¥2,073	¥2,157
	第 3 段 階 ①	¥2,215	¥2,299	¥2,388	¥2,473	¥2,557
	第 3 段 階 ②	¥2,515	¥2,599	¥2,688	¥2,773	¥2,857
	第 4 段 階	¥3,300	¥3,384	¥3,473	¥3,558	¥3,642
個人負担額+食費・居住費の負担限度額(2割負担)						
	負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日の料金	第 4 段 階	¥4,084	¥4,253	¥4,430	¥4,600	¥4,769
個人負担額+食費・居住費の負担限度額(3割負担)						
	負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日の料金	第 4 段 階	¥4,869	¥5,122	¥5,387	¥5,643	¥5,896

※長期利用の場合、31日目は全額自費負担となります。

そ の 他 の 加 算 ・ 減 算					
短期生活療養食加算	8単位/回(24単位/日)				
短期生活個別機能訓練加算	56単位/回 ※機能訓練士リハビリ施行時、算定				
短期生活長期利用者提供減算	マイナス30単位/31日目以降～				
短期入所生活介護送迎加算	184単位/片道				

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 氏名 印

氏名 _____ 印 _____

氏名 _____ 印 _____

氏名 _____ 印 _____

【以下余自】